

令和 5 年 5 月 1 5 日
茨城県高体連柔道専門部
委員長 黒須 資大

基本的な感染対策について

基本方針

新型コロナウイルス感染症の感染症法に基づく位置づけが、令和 5 年 5 月 8 日(月)から 5 類感染症に変更となりました。感染症対策については、マスク着用の取扱いと同様、主体的な選択を尊重し、個人や各団体の判断に委ねることを基本とします。

感染防止の 3 つの基本

- 1 体調不安や症状がある場合は、無理せず医療機関を受診する。
その場に応じたマスクの着用や咳エチケットを実施する。
- 2 マスクを携帯し、必要に応じていつでもマスクの着用ができるようにしておく。
換気、密集・密接・密閉（三密）の回避は引き続き有効とする。
- 3 手洗いは、日常の生活習慣にする。
食事前や帰宅時などには、まず手を洗い 20～30 秒程度かけて流水と石鹸で丁寧に洗い、清潔を保つ。

柔道競技での対策

柔道競技前的手指消毒および競技以外でのマスクの着用を推奨いたします。また、試合会場は、適宜消毒作業を行い、安心・安全・清潔な環境を維持していきます。

※上記に関し、館内アナウンスによりご連絡いたします。